

食品ロスの削減と生活困窮者等の支援へ

東海村フードバンク「きずなBOX」



フードバンクとは、事業者や個人からまだ食べられる食品を寄付してもらい、支援を必要としている世帯や施設へ提供する活動です。このたび、村ではフードバンクを推進するため「きずなBOX」を設置しましたので、皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ】福祉総務課地域福祉推進担当(☎282-1711 内線1139)

どこで寄付できるの？

東海村役場総合案内(役場行政棟1階)、東海村商工会内でお預かりします。

寄付できる食品が知りたい！

▽インスタント麺▽米▽乾麺▽缶詰▽レトルト食品など、おおむね賞味期限が2か月以上で常温保存できる食品に限ります。



寄付できない食品はあるの？

▽生鮮食品(肉・魚・野菜等)▽冷凍食品▽生麺など、要冷蔵・冷凍の食品は、賞味期限が2か月以上でも寄付はできません。



「きずなBOX」設置に当たり、5団体で協定を締結しました！



村では、7月10日に、共助の意識を醸成し、安心して暮らせる循環型社会を構築するために、東海村社会福祉協議会、東海ライオンズクラブ、東海村商工会、フードバンク茨城と「東海村フードバンク地域連携推進事業」に関する協定を締結しました。

この協定は、関係団体が連携し、村民や村内事業者等から食品の寄付を受け、支援を必要としている生活困窮者等に食品を提供することで、食品ロスの削減と生活困窮者等の支援を行うことを目的としています。

後期高齢者医療保険被保険者の皆さんへ

お口の健康を保つために歯科健診を受診しましょう！

茨城県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療被保険者の^{こうくう}口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、1年度に1回、無料で歯科健診を実施しています。対象者には、8月中旬に案内状を郵送しますので、案内状をご覧の上、歯科健診を受診してください。

【問い合わせ】茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1212)、住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1135)

受診期間▼9月1日(日)～12月31日(火)※歯科医療機関の休診日を除きます。

場所▼茨城県歯科医師会に属する歯科医療機関のうち、本事業を実施する歯科医療機関(案内状に記載)

対象▼茨城県後期高齢者医療保険の被保険者で、平成30年度に満75歳(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ)、満80歳(昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれ)、満85歳(昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生まれ)を迎えた方

費用▼無料 ※歯科健診後に引き続き治療を行う場合は、別途料金がかかります。

内容▼問診、口腔内の状態検査、口腔機能の評価等

その他▼訪問診療には対応していません。

案内状が届いたら…

「医療機関一覧」からご希望の歯科医院に予約し、同封の▽受診券▽受診票▽健康手帳と、▽後期高齢者医療被保険者証▽歯ブラシ—をお持ちの上、受診してください。

受診票の「問診項目」は事前に記入してください



【よくある質問にお答えします!】

Q 総入れ歯ですが受診した方が良いですか?

A 歯の状態だけでなく、かみ合わせや舌機能、呼吸の状態など口腔ケアを含めた健康診査ですので、この機会に受診してください。